

令和6年度 習志野市立津田沼小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織について

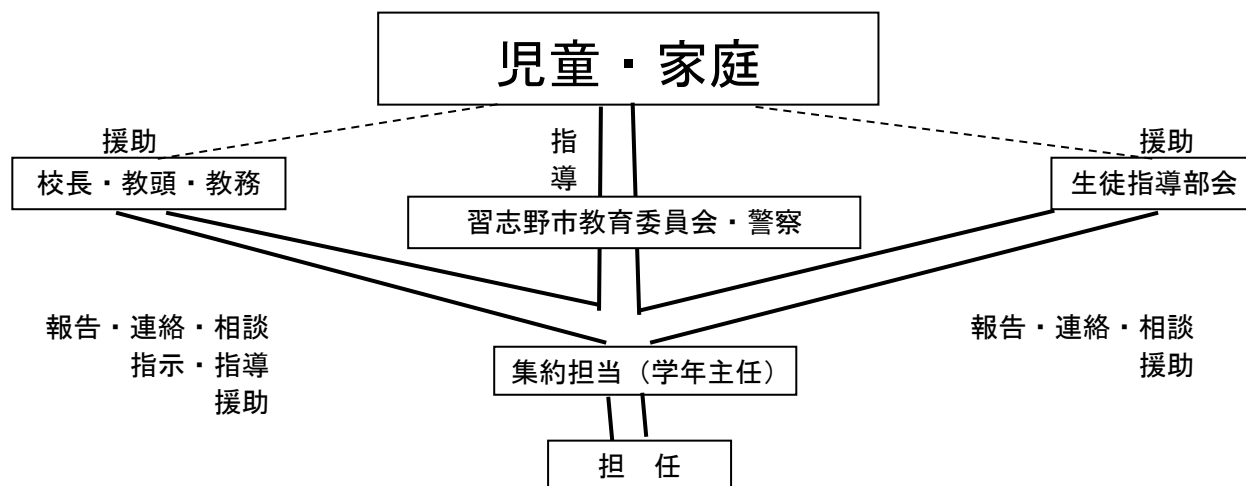
「いじめ問題対策部会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

構成は、次のとおりとする。通常の生徒指導教育相談部会（月1回の定例会）を、いじめ事案が発生した場合にいじめ問題対策部会とし、必要に応じて、民生児童委員、PTA会長、児童相談所、スクールカウンセラー等と連携する。また、緊急の場合は、校長、教頭、生徒指導主任、該当児童の担任で緊急いじめ防止対策組織を編成し、早急に対応にあたる。

※生徒指導教育相談部会（いじめ問題対策部会）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談、長欠担当主任・養護教諭 音楽専科・特別支援教育コーディネーター・※各学年1名・該当担任 ※上記の校務分掌に学年職員が含まれる場合は、各学年1名を満たすものとする ※校長の判断により、民生児童委員、PTA会長、児童相談所、スクールカウンセラー 部会の記録…生徒指導主任
--

【組織図】



(1) 「いじめ問題対策部会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめ相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ いじめ防止基本方針を見直す

(2) 年間計画

1 学期	
4 月	生徒指導教育相談部会（いじめ問題対策部会）の設置 いじめ防止基本方針及び年間計画の実行・検証・修正
5 月	生徒指導教育相談部会
6 月	生徒指導教育相談部会 1 学期いじめアンケートの実施 教育相談 生活アンケートの実施
7 月	生徒指導教育相談部会 P T Aパトロールの実施
8 月	P T Aパトロールの実施
2 学期	
9 月	生徒指導教育相談部会 P T Aパトロールの実施
10 月	生徒指導教育相談部会 2 学期いじめアンケートの実施 教育相談 生活アンケートの実施
11 月	生徒指導教育相談部会
12 月	生徒指導教育相談部会 P T Aパトロールの実施
3 学期	
1 月	生徒指導教育相談部会 3 学期いじめアンケートの実施 教育相談 生活アンケートの実施
2 月	生徒指導教育相談部会
3 月	生徒指導教育相談部会 いじめ防止基本方針の見直し 次年度におけるいじめ防止基本方針及び年間計画の作成

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童生徒自らいじめについて学び、取り組む活動を取り入れていく。また日常から、活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 特に配慮を要する児童には、担任はもちろん、学校全職員で日常的に見守り、対応にあたる。
- ⑥ 道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月，10月，1月）

イ 教育相談を通じた学級担任による全児童からの聞き取り調査 年3回（6月，11月，1月）

※いじめ発生の履歴や継続性を把握するため、いじめアンケートは5年間保存する。

② 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、次の通り対応にあたる。

ア 教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。

イ 教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校のいじめの防止等の対策のための組織に報告・共有する。

③ いじめの防止等のための職員の資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を職員会議等で実施し、職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(4) いじめに対する措置

万が一、いじめが起こってしまった場合は、再発防止に向けて以下のことを徹底して行う。

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ問題対策部会」を中心に組織的に対応する。
- ② いじめの発見・通報を受けたら習志野市教育委員会へ報告を行う。
- ③ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ④ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑥ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑦ 教育委員会への報告について
以下のいじめ事案については、習志野市教育委員会へ連絡（第一報）を入れることとする。
 - ア いじめを起因とした欠席があるもの
 - イ いじめの対応が長期化しそうなもの
 - ウ 今後、重大事態として扱う可能性があるもの
 - エ いじめに関する説明を保護会等で行う必要があるもの

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、再発防止に向け、いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 法第 28 条第 1 項）の基づき、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 習志野市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 上記調査結果については、概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。
- (6) 事実関係の確認ができれば、加害者への指導を行うとともに、いじめを受けた児童・保護者への対応とケアにあたる。
- (7) 警察との連携

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

6 いじめの定義 いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

文部科学省HPより抜粋

7 いじめの解消について

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている状態とする。ただし、これらの要因が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいることとする。
- (2) いじめの解消について判断する時点で、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。（被害者、保護者への面談）